

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、

国民健康保険税(国保税)が減免となります。

●減免対象：R2年2月1日～R3年3月31日に納期限を迎える令和2年2月分以降の国保税

●国保税の減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **国保税を全額免除**

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

⇒ **国保税の一部を減額**

《参考》会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し雇用保険から失業給付を受け、国保に加入される方には、国保税の軽減制度があります。(申請が必要です)

▼保険税の一部が減額となる具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、次の(1)～(3)すべてにあてはまること

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の種類ごとに見た収入が(保険金などによる補てんを含め)前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

▼国保税の減免額は、減免対象国保税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象国保税額(A×B/C)

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の

合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象国保税の全部を免除。

●ご自身が減免の対象となるか、裏面の「**国保税の減免の簡易判定**」もご利用ください。
不明な点等ございましたら、税務課にお問い合わせください。

身延町役場 税務課 TEL ☎ 0556-42-4803(直通) FAX ☎ 0556-42-2127

●申請・相談は、令和3年3月31日までの開庁日(土日祝祭日を除く)9:00～16:00

●身延町ホームページURL：<https://www.town.minobu.lg.jp/> ●QRコード



新型コロナウイルス感染症の影響による 国保税の"減免の簡易判定"

質問1

A

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、
"世帯の主たる生計維持者"(国保に加入していない場合も含まれます。以下同じ。)が、
"死亡"または"重篤な傷病"を負われた世帯ですか？

はい

いいえ

質問2

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等
(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入。以下同じ。)のいずれかが
保険などで損失補てんされる金額を含め令和元年比30%以上減収見込ですか？

はい

いいえ

質問3

- 世帯の主たる生計維持者の
令和元年中の所得が、1,000万円以下ですか？



いいえ

はい

質問4

B

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、減少が見込まれる
世帯の主たる生計維持者の事業収入等の所得以外の
令和元年中の所得金額が400万円以下ですか？



いいえ

はい

※ 会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し、
雇用保険から失業給付を受け、
国保に加入される方には
国保税の軽減制度があります。(申請が必要です。)

- 新型コロナウイルス感染症による

国保税の減免(全部又は一部)に該当

収入などの状況のわかる詳しい資料をご用意の上、
まずは、**税務課 (0556-42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防のため
完全予約制です。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 申請に必要な書類

- A 減免申請書
- 医師の診断書
- B 減免申請書など
- 令和元年分の収入を証明する書類
(帳簿、確定申告書や源泉徴収票などの写し)
- 令和2年分の事業収入等の減収を証明する書類
(申請時点での帳簿類や給与明細などの写し)

- 新型コロナウイルス感染症による

国保税の減免に非該当

● 納付が困難な方は 納税相談をお願いします

収入や保有財産などの状況のわかる資料
をご用意の上、まずは、**税務課 (0556-
42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防
のため、完全予約制です。
ご理解とご協力をお願いいたします。

お電話でのご相談(0556-42-4803)は、土日祝日年末年始を除く、9:00~16:00です